

令和3年（行コ）第46号 環境影響評価書確定通知取消等請求控訴事件

控訴人 ■■■ ■■■ 外10名

被控訴人 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証拠説明書（19）

令和3年9月3日

大阪高等裁判所第4民事部ハ係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

同 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲C号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲C 142	火災保険参考純 率改訂のご案内 写し	2021年 6月16 日	損害保険 料率算出 機構	2018年には7月の豪雨、台風21号、同 24号による被害だけでも保険金支払 い額が約1兆3600億円に及び、その後 も大規模被害が続いており、自然災 害リスクが一層高まっているとして、 火災保険（住宅総合保険）の保 険料の参考純率を平均10.9%引き上 げの改定がされたこと。	
甲C 143	IPCC 第5次評価 報告書の概要－ 第1作業部会 (自然科学的根 拠)－ 写し	2014年 12月	環境省	CO ₂ の累積総排出量と世界平均地上気温の上昇 がほぼ比例関係にあること（53頁。図の横軸の下 はCt、上はCO ₂ に換算した数字である。）を 明らかにし、二酸化炭素以外の温室効果ガスの強 制力を考慮すると、66%の確率で産業革命前から平 均気温の上昇を2℃未満に抑制するためには、累積 総排出量を790GtCに抑える必要があること と、2011年までに既に515GtCが排出されたこと （54頁）、よって、2℃に止める残余のカーボン バジェットは275GtCであること、2012年の世界 のCO ₂ 排出量は9.7GtCであったので、28年分し かないことを明らかにしたものの。	
甲C 144	IPCC1.5℃特別 報告書の概要 写し	2018年 度	環境省	IPCC第5次評価報告書では、気温上昇 の量はCO ₂ の累積排出量によってほ ぼ決定され、地球温暖化を抑えるに は工業化以前からの世界全体の人為 起源のCO ₂ の累積排出量を一定の総 カーボンバジェットの範囲内に留め ることが必要であり、66%の確度で 1.5℃の上昇に止めるための残余の カーボンバジェットは世界で420Gt であるとされていること。 1.5℃の上昇に止める経路において は、世界全体の人為起源のCO ₂ の正 味排出量が、2030年までに、2010 年水準から約45%減少し、2050年前 後に正味ゼロに達することが必要で あること。	
甲C 145	IPCC 第6次評価 報告書第1作業 部会報告 写し	2021年 8月9日	IPCC	IPCCが2013年以来、発表した第6 次評価報告書第1産業部会報告書。 各国にCOP26での2030年目標 引き上げを働きかけるもの。人間活 動が地球温暖化、極端な気候現状の	

					頻発、甚大化をもたらしていることは疑う余地がないとし、第5次評価報告書の内容をさらに証拠立てたもので、大きく排出を削減する経路でも2040年までに11.5℃の気温上昇をもたらされる可能性があり、早期に十分な排出削減を行うよう促す内容。
甲C 146	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書報告書第1次作業部会（自然科学的根拠（政策決定者向け要約（SPM））におけるヘッドライン・ステートメント	写し	2021年 8月9日	環境省暫定訳	甲C145の第6次評価報告書のうち、IPCCによるヘッドライン・ステートメントとしてまとめたものについて、環境省が作成した暫定訳
甲C 147	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書報告書第1次作業部会（自然科学的根拠（政策決定者向け要約（SPM））における主な評価	写し	2021年 8月9日	環境省暫定訳	IPCCによる、第6次評価報告書の記述と第5次評価報告書及び1.5℃特別報告書の記述との関係をまとめたもの。基本的な記述は、第5次評価報告書に記載されていたことがわかる。
甲C 148	IEA（国際エネルギー機関）による2050年ネットゼロに向けたロードマップの解説	写し	2021年 7月4日	公益財産法人地球環境戦略研究機関（IGES）	2021年5月8日に国際エネルギー機関（IEA）が発表した、気候変動対策を前提とする「2050年ネットゼロに向けたロードマップ」を解説したもの。今後、太陽光、洋上風力のコストが低減し、2050年には再エネ比率が90%にまで拡大し、世界全体で石炭火力はUSCであってもCCUS無しの場合は2040年までにフェーズアウト、先進国は2030年までにフェーズアウトとされている。全体として、気候変動対策をエネルギー政策の前提とし、それが産業政策として行われていく時代を示唆している。

甲C 149 の1	ドイツ憲法裁判所 2021年3月24日決定についてのプレスリリース	写し	2021年 5月	ドイツ憲法裁判所	ドイツ気候保護法の2030年までの排出削減目標が不十分と訴えた訴訟で、裁判所は、現行気候変動法は2030年までに過大な温室効果ガスの排出を許しているために、2030年以降、過酷な排出削減措置をとらざるをえず、それに伴い、申立人らの自由権が厳しく制約されることになるとして、立法府の責任として、2022年末までに、2031年から温室効果ガス排出実質ゼロまでの削減の道筋を、市民の自由にできる限り配慮しつつ、法律に規定することを命じた決定の裁判所によるプレスリリース
甲C 149 の2	ドイツ憲法裁判所 2021年3月24日決定についてのプレスリリース 仮和訳	写し	2021年 4月29日	弁護士 浅岡美恵	甲C149の1の仮和訳
甲C 150	報告書（ドイツ連邦裁判所決定）	写し	2021年 8月	弁護士 千葉恒久	ドイツ憲法裁判所は連邦気候変動法の2030年目標の見直しを命じた決定において、異議申立人は気候変動によって基本権を侵害されていること、気候変動によって非常に多くの人の権利が侵害されるという事情が、個人的な基本権の侵害を否定することにはならないとして異議申立人の原告適格を認めたこと、また、気候変動は不可逆的であることから、一定の温度目標を実現するための残余のカーボンバジェットの推定に不確実性があるとしても、IPCCのカーボンバジェットの信頼性のある残余のカーボンバジェットの推定とそのうちドイツ国内の許容排出量を考慮しなければならないこと、若年者の自由への制約を少なくするために、できるだけ早期に気候中立に向けた発展基盤を形成する必要があると判示したこと。
甲C 151	火力発電にかか る昨今の状況	写し	2017年 10月10日	経済産業省資源エネルギー庁	資源エネルギー庁において、2017年10月に、石炭火力の新規計画の状況を分析し、新增設計画が全て完了し、経年火力を50年で全廃止するとし

					た場合、エネルギーミックスにおける石炭火力のCO2排出量と整合するためには、設備利用率は63%にする必要があると試算していたこと。
甲C 152	石炭火力発電所 一覧	写し	2020年 7月14 日	経済産業 省資源エ ネルギー 庁	経済産業省において、2020年6月末時点の国内の石炭火力発電所（既設及びアセス中等の新設予定）を地域順に記載したリスト。既設発電所は141機、新設予定は17機である。
甲C 153	稼働時順石炭火 力一覧	写し	2021年 7月	控訴人ら 代理人	控訴人ら代理人において、甲C152記載の石炭火力発電所のリストを、稼働開始時順に並び替え、情報が欠落している部分を補充したもの
甲C 154	石炭火力発電所 計画・建設経過 及び同石炭火力 発電所のCO2排 出量に関する報 告書	写し	2021年 7月	弁護士 浅岡美恵	添付一覧表は、甲C153記載の発電所のうち2013年4月以降に建設開始ないし環境アセスが開始された石炭火力発電所の環境アセスの進捗の経緯、建設工事、稼働開始状況を、個別発電所ごとに時系列で整理したものであること及び、既設発電所及びこれらの発電所のうち計画中止としたものを除いた発電所からの2050年までのCO2排出量について、推計の前提と推計の結果についての報告。
甲C 155	電気事業分野に おける地球温暖 化対策の進捗状 況の評価結果に ついて。参考資 料	写し	2020年 7月14 日	環境省	2020年7月に公表された環境省の電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果報告に添付された参考資料。同時点で進行している新增設計画が全て実行され、ベースロード電源として運用されると、仮に既存の老朽火力が45年で順次廃止されとしても、2030年度のCO2排出量は約2.7億t-CO2となり、2030年削減目標を約5000万t超過すると評価していること。

以上